

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の不動産（自宅土地建物）について、放射線量、除染の見通し、近隣の状況、建物の状況、申立人の今後の生活設計等を考慮し、全損と評価して財物損害が賠償された事例。

859

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件事故に関し、別紙1記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばず、申立人の損害賠償請求権が消滅しないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙1記載の損害項目の和解金として、計金30,148,774円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認事項

申立人及び被申立人は、申立人と被申立人との間には、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。但し、別紙1記載の財物損害については、本和解契約書に定める金額を超える部分につき、清算の効力が及ばないものとし、別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成26年1月30日

（仲介委員 藤重由美子）

(別紙 1)

損害項目		損害期間	損害額
生命身体損害	通院慰謝料	H23. 3. 11 ~ H24. 12. 31	522, 648 円
	入院慰謝料	H23. 3. 11 ~ H24. 12. 31	84, 797 円
財物損害	不動産 (別紙 2) (浄化槽を含む)		31, 148, 529 円
損害額合計			31, 755, 974 円
先行払い金精算			1, 607, 200 円
支払額			30, 148, 774 円

(別紙 2 省略)